

# 業務指示書

## ベトナム国ホイアン市日本橋周辺水質改善計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月30日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年11月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V等

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年11月8日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、東南アジア地域における18%とします。（詳細はホームページを参照願います）  
なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(VND1 = 0.0047 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/下水道計画  
下水道施設計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.07 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月22日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ホイアン市日本橋周辺水質改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	3.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/下水道計画	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
へ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 下水道施設計画	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景・経緯

ベトナムでは急激な経済成長と都市化が進行するなか、下水道施設の整備が遅れており、増大する家庭排水・商工業排水に比して下水処理能力は極めて限定的である。都市部においても、汚水は概してセプティックタンク（腐敗槽）で簡易処理されているのみである。しかし、セプティックタンクは汚泥の引き抜き・清掃等の適切な維持管理が行われておらず、排水管網も十分整備されていないため、汚水は必ずしも適切に処理されていない。そのため、都市部を流下する河川・水路、地下水は、家庭からの未処理の排水等による大きな汚濁負荷を受けており、これら河川が最終的に流れ込む主要河川においても、家庭用取水源の水域に適用される国の表流水質基準を満たしていない。

「ホイアンの古い町並み」として世界文化遺産に登録されているホイアン市は、16世紀末から17世紀にかけて国際貿易港として繁栄し、日本人街があったことでも有名である。市中心部を流れる水路に架けられている「日本橋」が町のシンボルとなっており、年間140万人の観光客を誘致しており、観光業は同市の主要産業となっている。同市は、市街地の一部で下水道整備を進めているが、未だ完成の目処は立っておらず、生活排水は未処理のまま水路や河川に垂れ流されている。なかでも日本橋直下を流れる水路（日本橋水路）の水源流域は、下水道計画策定後に宅地開発が進んだ区域であるために、下水道整備区域に含まれておらず、日本橋水路の水質は国の水質基準を大幅に下回るとともに、臭気も問題となっている。このことから、生活環境の悪化のみならず観光業への悪影響が懸念されている。

上述の背景により、JICAは2012年6月に「ベトナム国ホイアン市下水整備情報収集・確認調査」を行い、ホイアン市全体の適切な汚水処理に必要な情報収集を行い、事業の必要性を確認した。

こうした状況を踏まえ、ベトナム国政府は我が国に対し、ホイアン市日本橋周辺での水質改善を目的とした無償資金協力「ホイアン市日本橋周辺水質改善計画」（以下、「本プロジェクト」という。）を要請した。本調査においては、要請の背景・目的・内容を把握し、プロジェクトの必要性・効果・技術的経済的妥当性を検証する。また協力の成果を得るために必要な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算する。あわせて、ベトナム国内にて必要とされる事業承認や住民合意の取得の為に必要な支援を行う。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 上位目標

ホイアン市日本橋周辺の水環境が改善される。

### (2) プロジェクト目標

ホイアン市日本橋周辺において下水道システムが整備され、適切に処理された下水が日本橋水路に放流される。

### (3) 期待される成果

- 1) 汚水収集システムが建設される。
- 2) 下水処理場が建設される。
- 3) 日本橋水路を流れる水質が改善される。

### (4) プロジェクトの成果指標

成果指標（数値）：汚水処理量、流出 BOD 濃度など、本調査にて検討する。

その他の成果指標：本調査にて検討する。

### (5) プロジェクト内容（要請内容）

#### 1) 我が国への要請内容：以下の工事及び機材

- ・ 下水処理施設の建設（計画汚水量 2,000m<sup>3</sup>/日最大、回分式活性汚泥（SBR）法）
- ・ 日本橋水路に沿った汚水収集路(収集管の敷設または水路の改修（約 2km）)の建設

#### 2) 相手国側の投入計画：

- ・ 実施機関職員の配置
- ・ 用地確保
- ・ 事業実施に必要な許認可の取得
- ・ 維持管理費・施設運用に係る必要人員の確保

その他は本調査にて検討する。

### (6) 対象地域（サイト）：

ベトナム国 ホイアン市

### (7) 受益者

#### 直接受益者

ホイアン市日本橋水路周辺住民 約 15,000 人（要請書による）

#### 間接受益者

ホイアン市へ来訪する観光客および観光業により生計を立てるホイアン市民（観光客数約 139 万人/年（2012 年）、ホイアン市人口約 12 万人（2009 年））

### (8) 関係省庁・機関

- 天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))

- 文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism (MSCT))
- クアンナム省人民委員会 (Quang Nam Provincial People's Committee (以下 Quang Nam PPC))
- クアンナム省計画投資局 (Department of Planning and Investment (DPI), Quang Nam PPC)
- クアンナム省天然資源環境局 (Department of Natural Resources and Environment (DONRE), Quang Nam PPC)
- クアンナム省建設局 (Department of Construction (DOC), Quang Nam PPC)
- ホイアン市人民委員会 (Hoi An City People's Committee (以下 Hoi An CPC))
- ホイアン市計画投資局 (Department of Planning and Investment (DPI), Hoi An CPC)
- ホイアン市天然資源環境局 (Department of Natural Resources and Environment (DONRE), Hoi An CPC)
- ホイアン市建設局 (Department of Construction (DOC), Hoi An CPC)
- ホイアン文化遺産保存管理事務所 (Hoi An Center for Cultural Heritage Management and Preservation)
- ホイアン市公共事業公社 (Public Works Company, Hoi An City)

(9) その他

1) わが国の援助活動

- ・個別専門家「都市環境政策アドバイザー（下水道政策）」
- ・有償資金協力「第二期ハノイ水環境改善計画」等
- ・技術協力「ホーチミン下水道管理能力開発プロジェクトフェーズ2」等

2) 他ドナー等の援助活動

- ・世界銀行、アジア開発銀行が複数の省・市において下水・排水施設整備事業及び都市の貧困層を対象とした環境整備事業を実施中
- ・ホイアン市においては、フランス政府による「Project for Solid Waste, Wastewater Treatment and Environmental Protection in Hoi An」により 6,600m<sup>3</sup>/日の下水処理施設、分流式下水管渠を建設中。

3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、必要性、効果、技術的経済的妥当性を検証する。また協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき無償資金協力として適正な概略設計を行い、概算事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目的を達成するために必要な相手国側負担事項

の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本調査はベトナム国から要請のあった「ホイアン市日本橋周辺水質改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

#### 5. 実施方針および留意事項

##### (1) 準備調査の実施方法

先方の実施体制等を確認した上で段階的に調査を進めるべく、協力準備調査を二つのフェーズに分け、第一フェーズ（第一次及び第二次現地調査）にて妥当性や実現可能性を確認した上で概略設計を行い、先方負担事項を明確にする。第一フェーズの結果に基づいて、ベトナム国内で事業認可を取得したのちに、第二フェーズにて概算事業費の精査を行い、国内解析を行う。第二フェーズ調査については、ホイアン市関係者が行うべき以下の条件が満たされたことを確認し、その内容について JICA から了承を得た上で実施する。

##### 「第二フェーズ開始条件」

- (ア) 事業実施にかかるベトナム国内の承認手続きの完了
- (イ) ステークホルダー協議の開催、及び用地取得並びにその補償方針についての被影響住民との合意形成
- (ウ) 下水処理施設建設のための周辺住民との合意形成
- (エ) 財務計画の立案（受益者からの料金徴収方法及び徴収率向上方法の立案、一般会計からの支出に対する同意）
- (オ) 維持管理計画、料金徴収計画、職員育成計画の立案
- (カ) 汚水排出源から汚水収集システムへの接続方法(技術面・費用面)の検討

##### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査2回、②概算事業費（無償）の精査の為の現地調査、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、了解を得るための現地調査、の計4回の現地調査を予定している。現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

##### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国の無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時当機構と十分協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第一フェーズ現地調査帰国前

事業の基本スコープ（対象区域、対象人口、下水処理方式、污水収集方法、汚泥処分方法等）、基本設計内容、維持管理方法（費用確保、人員確保、人材育成）、事業認可取得の見通しと手続き、用地確保等の先方負担事項、第二フェーズ開始条件とその確認方法を明確にし、ベトナム側日本側双方で合意、確認する。

2) 第一フェーズ現地調査帰国後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 報告書(案)説明現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 本プロジェクトの位置づけ及び妥当性の確認

2011年に策定された「ホイアン市都市開発マスタープラン」においては、生活環境改善の観点から、下水道整備を優先事業として挙げており、本プロジェクトは同計画に合致する。また、我が国のベトナム国別援助方針では、「脆弱性への対応」の中で、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題への対応を支援することとしており、本プロジェクトは同方針に則ったものである。

については、これらの政策文書の確認、政策担当者からの聞き取り調査を通じて、本プロジェクトの位置づけに変化が無いことを確認すると共に、これに向けた予算措置などを確認して、本件を我が国の無償資金協力で実施することの妥当性を確認する。

また、ホイアン市全体の都市計画に占める污水処理計画の位置づけを確認するとともに、ホイアン市全域の污水処理計画を更新し、本プロジェクトの整合性及び全体計画に占める妥当性を確認する。

(5) 関連事業および過去の調査にかかる留意点

本調査の実施前に、「ベトナム国ホイアン市下水整備情報収集・確認調査」（平成24年6月）（以下「確認調査」とする）が実施されており、同提案に従い要請がなされている。対象区域・対象人口等の基本スコープについて最新の情報

に見直しを行うとともに、改めて日本橋周辺の水質改善に最適な方法を検証し、提案の下水道システムの他、現地にて既に採用されている浄化用水の連続利用など複数の選択肢の中から、維持管理費や持続性の観点から、最適な水質改善方法を検討する。

また、同市においてフランス政府の支援による「ホイアン市のための廃棄物及び下水の収集・処理計画」（以下「仏プロジェクト」とする）により6,600m<sup>3</sup>/日の下水処理施設の整備と分流下水管の敷設事業が実施されていることから、双方の事業内容を確認の上、最適な事業計画を立案する。

なお、ベトナム国では、事業に対する地元住民の合意形成が強く求められるため、調査に際しては、実施機関および地域住民が本プロジェクトに対して理解を深めることが出来るように、技術情報の提供に努めるものとする。

#### （6） 下水処理施設の用地取得にかかる留意点

ホイアン市は、確認調査にて優先候補地として提案された用地を取得する意向を示している。「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA 環境ガイドライン）に基づき、本調査で作成する簡易住民移転計画（Abbreviated Resettlement Action Plan）（以下、簡易RAP）案について実施機関と内容を確認する。（簡易RAP案の詳細については、6. 業務の内容（2）セ. 環境社会配慮調査の項を参照。）

また、候補地に住居等の既存構造物の有無を確認し、仮に住民移転等が発生する場合、その対象人数、対象構造物を把握し、簡易RAP案に反映させる。

「仏プロジェクト」においては、地元住民からの合意が得られず、下水処理施設の予定地が複数回変更され、プロジェクトが大きく遅延しているため、用地取得の可能性については、慎重に判断する。

また、現在の候補地には以下の制約があるため、施設建設に必要な調査を行う。

##### 1) 歴史保存区域内の建築制限について

ホイアン市は歴史文化遺産保護のため、歴史保存区域を指定しており、地域ごとに様々な規制を設けている。現時点での候補地は歴史保存区域の周辺に位置し、歴史文化遺産の価値を向上させるための景観保護が課せられているゾーン2に位置し、建築物の高さ制限や壁面の配色等の基準が定められている。これらの規制の詳細および施設建設に必要な手続きを調査し、許可取得に必要な資料を実施機関と協働し作成する。

##### 2) 都市計画上の制約との調整

候補地は2010年にクアンナム省において都市計画上多機能公園エリアと指定されている。都市計画上の制約及び用途変更手続き等の要否について確認す

るとともに、その実施予定と当地における施設建設に向けて必要な手続きを確認する。

#### (7) 下水処理施設設計に関する留意点

「確認調査」において、市街地に近接した狭小な用地（約0.3ha）に、回分式活性汚泥法による2,000m<sup>3</sup>/日の施設の建設が提案されている。日本橋周辺の水質改善には下水処理施設の建設が必須と判断された場合には、下水処理場候補地、処理対象水量等、最新の情報を実施機関と合意した上で、採用する下水処理方式の妥当性を確認する。

処理対象水量の確認に当たっては、5. 実施方針および留意事項（10）にて検討する仏プロジェクトの影響のほか、日本橋水路流域にはまだ多くの空き地があり、想定外の人口増加が懸念されることから、都市計画等の関連する計画を確認し、本プロジェクトにおける適切な処理対象水量および将来計画を検討する。

処理方式の確認に当たっては、回分式を含む複数の処理方式による建設及び維持管理に係る費用面、先方が有する維持管理能力に見合う技術面、日本タイドという調達条件と機材の維持管理に関するサポート体制やスペアパーツの入手方法等を総合的に勘案し、最適な下水処理方式を選定する。

技術面においては、臭気対策等の地域社会への配慮、歴史保存地区等の各種制限をふまえた施設設計を行う。また、予定地は汽水遡上の影響を受ける可能性があるため、対策を検討する。施設設計においては、建設予定地に課せられる各種規制を遵守する。

あわせて、汚泥の運搬・処分に係る実施体制、最終処分先、法規制等の確認を行う。

#### (8) 日本橋水路に沿った污水収集路(収集管の敷設または水路の改修(約2km))の建設計画検討に関する留意点

日本橋周辺の水質改善には、日本橋水路に下水が直接流入しないように流域全体から適切に下水を収集する必要がある。現地調査により日本橋水路への污水排出状況を調査の上、安価で容易な污水収集路を検討する。現在までの調査で、污水収集路は日本橋水路に沿って污水管を敷設することを想定しているが、新興住宅地や既成市街地といった流域の地域特性に配慮し、敷設方法等について十分に検討する必要がある。污水収集路の想定案については、プロポーザルにて提案すること。特に、污水収集路の敷設方法や、污水管の敷設以外に妥当な方法案がある場合は、理由を付して記載すること。

污水収集路の設置方法や、日本橋水路に流入している排水管との接続方法に

については、現地調査を踏まえ、ベトナム側実施機関及び JICA とも協議の上決定する。なお、収集流域は下水処理場予定地より下流にも位置すること、日本橋の観光価値の向上には、ゴミ等の不法投棄による景観悪化の改善も必要とされる事から、污水収集路および日本橋水路の景観にも留意する必要がある。また、日本橋水路は歴史保存区域内に位置する区間があるため、改修方法の立案にあたっては、当該地域に課される各種規制を満たす内容とする。日本橋水路に沿った収集路の延長は、約 2km である。

また、污水収集路と污水排水管との接続率を高めるために污水排出源から下水処理施設までの要素毎に費用負担先と実施主体を明確にし、排出者に費用負担が生じる内容については、実施の為のインセンティブを合わせて提案する。

さらに、関係者において合意した内容を基に施設設計を行い、用地使用許可や工事許可などの施工に必要な諸手続きについても確認、実施支援する。

#### (9) 維持管理計画にかかる留意点

ホイアン市には稼働中の下水処理施設が無い為、維持管理の経験を持つ人員を有しておらず、実施組織も新設される部署が担うと想定されている。その為、維持管理要員育成及び組織構築のための具体的な手法を提案する。また、維持管理費の確保方法を調査の上、財源が不足すると判断される際には、下水道料金の徴収や新たな税の導入、補助金の確保など、資金確保策についてホイアン市側と十分調整の上、実現可能性の高い提案を行う。下水道料金を導入する場合には、料金徴収率を向上させるための具体的な取組内容について提案する。

#### (10) 仏プロジェクトに関する情報収集と解析

本プロジェクトは「仏プロジェクト」の対象地域に含まれる既成市街地では、同プロジェクト側への下水のつなぎ換えを前提として将来の汚水量を設定しているため、「仏プロジェクト」の進捗状況を確認し、本プロジェクトへの影響とその対策を検討する。また、費用負担も含めたつなぎ換えの為の具体的な手法について提案する。維持管理や料金徴収など、事業運営において共通する項目について、双方が連携した実施の可能性を検討する。

#### (11) アスベスト対策

本調査において、施設建設(改築、増築を含む)の計画/工事を行う場合、アスベストを含有する資材の採用/調達を行わないことを基本方針とする。また、アスベストを含有する資機材の調達についても同様とする。更に、同物質を含有する施設・資機材を解体・分解する際は、アスベストの飛散防止対策を行う

ことを基本方針とする。

#### (12) 現地調査派遣時期

2014年のベトナム国の旧正月期間は1月30日(木)～2月5日(水)であり、官庁および民間事業者はこの期間を挟んで1週間ずつ休暇をとるため、1月25日(土)～2月9日(日)は現地調査に制限が生じる。ゆえに、第一フェーズ(第一次現地調査および第二次現地調査)の現地調査時期の設定には留意すること。なお、第一フェーズの終了は、本調査にて作成するInvestment Project Reportを用い先方が事業認可を取得するとともに、第二フェーズ開始条件を満たした時点とし、2014年5月下旬を想定している。

### 6. 業務の内容

上記「5. 業務方針および留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

#### (1) 国内事前準備(2013年12月中旬)

- ア. 関連資料を解析・検討し、プロジェクトの全体像を把握する。
- イ. 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。成果指標については、プロポーザルで提案し本検討に含める。
- ウ. 調査全体方針/方法、作業計画、協力計画案を検討するとともに、現地調査項目を整理し調査計画を策定する。
- エ. 上記ア～ウの作業を踏まえて、インセプション・レポートおよび協力準備調査報告書作成表を作成する。
- オ. 上記エの協力準備調査報告書作成表は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2012年11月版)」(最新版をJICAホームページで確認のこと。以下、「無償ガイドライン」とする)における協力準備調査報告書の目次立てに準じ、参考とする資料、執筆者分担などを一覧表示する形で作成する。なお、インセプション・レポート、協力準備調査報告書作成表は、JICAとの契約締結後1週間以内に提出する。

#### (2) 第一フェーズ(第一次及び第二次)現地調査(2013年12月下旬～2014年2月下旬)

- ア. インセプション・レポートの説明・協議
  - (ア) インセプション・レポートをベトナム政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う
  - (イ) 我が国無償資金協力スキームをベトナム政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、協議・確

## 認を行う

- イ. ベトナム国上位施策・計画の確認および本協力との整合性確認
  - (ア)先方関係機関と協議を行い、プロジェクトの背景、目的、内容の確認を行う。
  - (イ)汚水処理及び下水道に関わる国家施策、開発計画（進捗、今後の予定を含む）及び開発実績、本案件の上位計画を確認し、ホイアン市における都市計画に占める汚水処理計画の位置づけ、汚水処理の全体計画に占める本プロジェクトの位置づけを明確にする。
  - (ウ)当該地域における先方政府のこれまでの汚水処理管理に対する取組を調査し、日本側無償資金協力の位置づけを明確にする。
  - (エ)本プロジェクトによる観光分野への影響・効果を確認する。
  - (オ)本計画の必要性、裨益効果など、無償資金協力案件としての妥当性を検証する。
  
- ウ. 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査
  - (ア)対象地域周辺における他ドナー、機関による事業の実施状況を確認する。
  - (イ)過去の類似案件の評価結果と本プロジェクトへの教訓を整理する。
  - (ウ)ベトナム国の同種の既下水道案件の、維持管理状況、コスト縮減に資するコスト比較等の情報を収集する。
  - (エ)「仏プロジェクト」の最新の状況を調査し、本プロジェクトへの影響を評価する。
  - (オ)「仏プロジェクト」の成果と今後の協調・協力の可能性を検討し、効果的な実施体制を構築する。
  
- エ. 無償資金協力として適切な協力範囲、規模、内容に関する調査
  - (ア)プロジェクト目標を達成するにあたり、必要かつ適切な無償資金協力の協力規模及び内容を計画するため、同計画の基礎となる情報を収集する。
  - (イ)先方実施体制等の調査を踏まえ、無償資金協力の適正な協力規模及び内容について検討する。
  
- オ. 対象地域の汚水排出状況及び対象規模の確認、ホイアン市における汚水処理全体計画の更新
  - (ア)日本橋水路に流下する汚水の排出状況を調査する。
  - (イ)本計画対象地域の人口の将来予測、対象区域、水道普及状況等の最新情報を確認し、処理対象区域、処理対象水量を決定する。

- (ウ)最新の情報を反映し、都市計画との整合性を図りながら、ホイアン市全体の汚水処理計画を更新する。
- (エ)更新した汚水処理計画とその実施見通しについて確認し、本プロジェクトへの影響及び課題を特定する。
- (オ)将来の人口予測、処理対象水量の妥当性を検証し、施設能力以上の汚水が生じた場合の対応策を検討するとともに、汚水発生量の抑制策を検討する。
- (カ)本業務の内、汚水排出状況調査については、現地再委託を可とする。

カ. 日本橋周辺の水質改善、観光価値の改善に最適な手法の検討

日本橋水路への汚水排出状況、廃棄物の投棄状況、隣接する干潮河川からの河川水の遡上の状況などの技術面、ホイアン市の当事業に対する維持管理体制や都市計画上の位置づけなどの社会面を総合的に検討し、複数の選択肢の中から、先方と協議の上、最適な日本橋周辺の水質改善方法を選定する。比較検討の結果、下水道システムの建設及び用地取得が必要とされた場合には以下の検討を行う。一方、より簡易な水質改善方法が採用された場合には、その手法の実現にあたり必要な調査を行う。

キ. 用地取得、住民合意の形成に必要な情報の収集、提供、実施支援

- (ア)用地取得・用途変更に必要なベトナム国内の手続き、予算の確保状況、用地取得の実施予定を確認する。
- (イ)計画処理水量、選定された下水処理方式、取得予定地に関する各種規制等から、用地面積、候補地の妥当性を確認する。
- (ウ)JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき簡易 RAP 案を作成し、実施機関と補償方針の確認を行う
- (エ)取得予定用地の地権者、登記簿・担保等の公的資料、取得予定範囲の図面等用地取得に必要な資料を収集・作成する。
- (オ)用地取得及び事業実施に際し、ステークホルダー協議の場などで近隣住民に必要な技術情報を提供するなど、合意形成のための支援を行う。
- (カ)建設許可の取得に必要な資料を作成する。
- (キ)用地取得完了までの工程表を作成する。
- (ク)その他、用地取得に必要な支援を行う。

ク. 下水処理施設、汚水収集システム・水路改修方法、汚泥処分にかかる検討（プロポーザル提案事項）

先方と協議の上、プロジェクト内容を検討する。検討にあたっては、「準備

調査」にて提案された事業費を大きく逸脱しない範囲で、無償資金協力の適正な協力規模及び内容を踏まえ、先方実施範囲を明確にしながら、下水処理施設の設計、汚水収集システムの立案、概略設計図作成、概算事業費の算出等を行い、ベトナム国における事業認可が取得可能なレベルまで計画を策定する。

- (ア) 取得予定の下水処理場予定地に対し、最新の情報をもとに処理水量、処理方式等の設計条件の妥当性を検証した上で、最適な下水処理施設を設計する。施設設計においては、社会条件、自然条件を検討の上、脱臭装置や覆蓋、外壁デザイン等、必要な設備を実施機関と調整の上決定する。プロポーザルにて比較検討の対象となり得る下水処理方式をその理由と共に提案する。(与条件は、住宅街に隣接した矩形の0.35haの用地に2,000m<sup>3</sup>/日最大の汚水処理施設及び脱水までの汚泥処理設備とする。)
- (イ) 日本橋流域の汚水排出状況調査結果を踏まえ、日本橋水路に沿った排水の汚水収集システムを検討する。
- (ウ) 汚水収集にあたり、先方実施機関もしくは住民の負担事項の有無を検討し、先方に費用負担が生じる内容については、財源を確認するとともに、実施の為のインセンティブを合わせて提案する。特に当汚水収集システムへ家庭排水を接続するために必要な費用、仏プロジェクトへのつなぎ換えの費用について試算し、その費用を担う住民もしくは公的機関が支出に対し理解を示すための具体的な方策の提案を行う。
- (エ) 降雨時に想定される日本橋水路に流下する汚水の状況を検討し、費用対効果を示した上で、水質改善レベルを設定し、必要な対策と費用を提案する。
- (オ) 汚泥処分については、下水処理場予定地の周辺住宅環境、既存廃棄物最終処分場等の現地踏査結果を踏まえて、適切な汚泥搬出、運搬、処理、最終処分計画を立案する。計画の立案にあたっては、①住民に配慮した処理場周辺及び運搬経路上の臭気対策の検討(汚泥の搬出方法や、運搬車両の検討も含む)、②衛生的かつ永続的な汚泥処理・処分方法の検討(安全かつ長期的に汚泥の最終処分が可能となるよう、汚泥の減容化、減量化、無害化、安定化について検討する。この際、「仏プロジェクト」から発生する汚泥量も加味し、ホイアン市全体として安定した汚泥処理、処分が可能となるよう検討する)③汚泥の最終処分場の検討(既存廃棄物最終処分場の衛生・管理状況、埋め立て残余年数を把握し、残余年数が逼迫している場合は、代替え案の提案を行う)、④汚泥処理・処分体制の検討(汚泥の運搬、処分にかかる人員、費用等維持管理に関する計画を立案する)

(カ)事業内容について合意を得たのちに、概略設計図を作成し、概算事業費を算出する。この時点で作成する資料は、ベトナム国内での事業承認の取得および日本国内での事業費把握の目安となるレベルとする。

ケ. 運営・維持管理体制の検討

(ア)実施機関、関係機関について、組織・人員体制、運営・維持管理体制、財務状況、人員配置、技術レベルの現状及び「仏プロジェクト」とあわせた今後の実施体制を確認し、本無償資金協力実施にあたって留意すべき点を調査する。

(イ)想定される維持管理上の問題点を明確にした上で、先方が実行可能な運営・維持管理体制を立案する。特に、人員増の要否、運営・維持管理に必要となる予算の手当て、料金徴収の体制、技術能力を確認した上で、現実的な提案となるように留意する。人員増が必要な場合には、新規職員に対するトレーニングの実施主体や計画に注意し、職員育成計画を立案する。またこれらの改善に資するため、プロジェクトとして妥当な初期操作指導、運用指導、市民啓発活動等のソフトコンポーネントについて提案する。

(ウ)本プロジェクト及び「仏プロジェクト」による下水道事業に係る財務計画を立案する。社会調査結果などから想定される収入および支出を試算し、収入確保のための方策を提案する。下水道料金額、料金徴収体制、他機関からの補助金の取得などで必要とされる具体的な数値を示すとともに、近隣地域の事例を提供し、実施可能な具体的な方策を実施機関と共に検討する。

(エ)下水道料金を導入する場合は、料金導入の為に必要な手続きを確認し、実施機関における実施を支援するとともに、料金徴収率を向上させるための具体的な取り組み内容を提案する。

(オ)検討された運営維持管理体制についてホイアン市人民委員会およびホイアン市天然資源環境局に説明し、了承を得る。本プロジェクトが無償資金協力事業として確定した際には、速やかに体制を構築し、必要な予算措置をとるよう確約を得る。

コ. ソフトコンポーネントの必要性の確認（プロポーザル提案事項）

ソフトコンポーネントの要請が無いものの、「仏プロジェクト」で実施する支援内容を確認の上、下水処理施設の維持管理技術、汚水排出源からの個別接続や下水道料金徴収の方法、排水路への廃棄物投棄防止を目的とした市民啓発、下水道事業に関する財務計画の作成等のソフトコンポーネントを追加

することも検討する。想定されるソフトコンポーネント案についてはプロポーザルにて提案する。なお、提案にあたってはソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）（2010年10月）に従うこととし、ソフトコンポーネント計画書を作成して機構の確認を得る。

また、ソフトコンポーネントとは別に、業者が行う初期操作指導、運用指導についても適切に計画する。

#### サ. 自然条件、社会調査調査(プロポーザル提案事項)

(ア)既存情報を踏まえ、本調査にて行う設計、施工計画について必要な精度を確保するため、測量、地質調査等、必要に応じて調査を実施する。具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等はプロポーザルにおいて提案する。また、これら調査の実施に当たり、現地再委託を可とする。

(イ)本プロジェクトがプロジェクト対象地域の住民に与える効果、及びインパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）、住民意識（下水道整備や下水処理施設建設に関する意見、下水道使用料支払い可能額/意志額など）及び水利用現況（現在使用している水源の種類（水道、井戸）、し尿や生活排水の処理法とそれに伴う経費等）を確認する。本業務については、現地再委託を可とする。

#### シ. 施工計画調査

(ア)効率的かつ経済的な施工計画を策定するため、アクセス状況、気象等自然条件の影響、現地施工業者（現地日本法人を含む）の能力などを調査し、適切な時期に施工が行われるように計画を策定する。

(イ)フェンス設置等、先方負担が必要な工事について具体的にベトナム国側に説明するとともに、作業工程の調整を十分に行う。

(ウ)当該建設予定地における建設許可制度等について調査し、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れる。また、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

(エ)施工計画の策定にあたっては、建設コストを出来る限り低く抑えるため、質の確保に留意しつつ、現地施工業者の活用や現地工法の採用を優先する。関連法規、労務状況、資機材の調達状況、現地施工業者の工事実績・能率及び動員可能な班数等の調査を行い、施工計画に反映させる。なお、取得予定の下水処理場予定地は、住宅や商店に近接していることから、

施工中の騒音、振動、臭気対策等について十分に検討する。

- (オ) 調達先、運搬経路、周辺住民及び通行車両への影響等を踏まえ、工程、搬入経路、各種試験手順等について検討する。
- (カ) ローカルコントラクターの数・能力、無償資金協力として実施する上での施工期間の制約等を考慮して、所与の工期に収まる施工計画を立案する。

#### ス. 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- (ア) 調達機材については、ベトナム国の現地標準仕様等を確認する。
- (イ) 現地で容易に維持管理可能な施設・機材の計画を行うため、現地における消耗品、スペアパーツ等の調達状況について、特に留意して調査する。
- (ウ) 現地調達、第三国調達及び現地施工業者の能力や品質を勘案した上で、これらを十分に活用することを基本として、労務状況、資機材の調達状況、関連法規、施工体制等を調査する。
- (エ) 本邦調達、第三国調達を行う場合の通関手続き・関税の免税方法などについて調査する。
- (オ) 耐久性や維持管理性の確保及びコスト縮減の側面から適切なレベルを検討し最適な機材選定を行う。
- (カ) 本業務については、現地再委託を可とする。

#### セ. 環境社会配慮調査

本案件は JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に従いカテゴリー B に分類される。本調査では、環境アセスメント報告書案の作成、簡易住民移転計画案の作成を行う。なお、施設建設においては、サイト選定や設計に当たり、環境や地域住民の生活・衛生環境、健康に対する影響を回避または最小限に抑えるよう十分配慮する必要がある。本業務については、現地再委託を可とする。

##### (ア) 環境アセスメント報告書案の作成

本プロジェクトはベトナム国内法上、環境アセスメント報告書（以下、EIA 報告書）の作成が求められているため、下記の要領を参照し EIA 報告書案の作成を行う。作成に際し、ベトナム国内法上で記載が求められる事項を満たすとともに、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）も参照する。また、「世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B」及び「カテゴリー B 案件報告書執筆要領」を作成の参考にする。必要に応じて、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行

うことを支援し、協議の結果を調査に反映させる。また、ベトナム関係機関等と協議の上、調査結果を整理する形で JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり

- (a)ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、文化遺産、先住民の生活区域及び経済社会状況等)の確認
  - (b)相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ・環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - ・JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
    - ・関係機関の役割
  - (c)スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
  - (d)影響の予測
  - (e)影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
  - (f)緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - (g)環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
  - (h)予算、財源、実施体制の明確化
  - (i)ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- (イ)簡易住民移転計画の作成支援

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(a)~(i)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- (a)用地取得・住民移転の必要性
- (b)事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (c)事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

- (d)損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (e)再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (f)生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (g)苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (h)住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- (i)損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (j)費用と財源
- (k)実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (l)事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- (ウ)ジェンダー配慮の確認
  - 本無償案件によってジェンダーに関する負の影響の有無を確認する。

#### ソ. 温室効果ガス削減効果の検討

本案件は、ホイアン市内の下水の適切な処理を目的としており、気候変動の影響として想定される水・衛生環境の悪化に対する脆弱性を軽減する為、気候変動適応策と位置付けられる。また、汚泥処理過程に伴うメタンの適正な処理により、温室効果ガス（GHG）排出削減により気候変動緩和策に資すると考えられる。このことから、可能な範囲で温室効果ガス排出削減量の推計を行う。

#### タ. 協力の直接・間接効果に係る評価方法の検討

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、各指標についてベースラインデータを入手するとともに、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標値を設定する。評価方法や指標に関して、プロポーザルに含めて提案する。

#### チ. 先方負担事項の実施に関する提言（公租公課の免税手続き、用地確保、住民合意、EIAの承認申請手続き、工事許可等）

- (ア)我が国の無償資金協力のスキームを踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている先方負担事項との責任分担を明確にする。
- (イ)これまでの調査結果に基づき、先方負担事項（公租公課の免税手続き、

用地確保、工事許可等)を明確化し、その実施の為の計画を策定する。  
(ウ)先方負担事項については、先方の実状を踏まえつつも実施可能なものになるよう留意する。これら先方負担事項については、調査実施の早期の段階から先方と情報交換を行うこと。

#### ツ. 事業認可の取得支援

本プロジェクトの実施には、ベトナム国内での事業認可の取得が必要とされるため、必要な手続き、承認に要する期間、承認プロセスにかかる実施機関の作業計画について確認する。必要に応じ、下水道事業における事業認可取得に豊富な知見を有する現地コンサルタントの支援を受け、事業認可取得に必要な Investment Project Report を作成する。第一フェーズ現地調査帰国後も、適宜実施機関と連絡を取り、事業認可取得まで支援を継続する。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

#### テ. その他関連情報の収集

その他、関連資料を収集の上、本計画を検討する上で留意すべき事項を把握する。また、「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### ト. 事業内容の合意、事業認可取得予定、第二フェーズ開始条件の確認。

以上の結果概要を取りまとめ、ベトナム国政府関係者等に説明し、協議を行う。また事業認可取得にかかる期間や必要な支援、第二フェーズ開始条件を満たすための活動予定を確認し、第二フェーズ開始までの協力体制を確認する。

#### (3) 第一フェーズ国内解析 (2014年3月上旬~5月下旬)

- ア. 第一フェーズ現地調査での結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。
- イ. 実施機関と随時連絡を取り、第二フェーズ開始条件の進捗状況を確認する。
- ウ. 第二フェーズ開始条件が満たされたと判断された際には、その内容について JICA に説明し了承を得る。

#### (4) 第二フェーズ (第三次) 現地調査 (2014年6月上旬)

第二フェーズ開始条件が満たされたと了承されたのち、プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業

費を積算するための現地調査を行う。実施機関の進捗状況に応じ、派遣時期が前後する可能性があり、派遣時期は先方と協議の上決定する。

ア. 事業認可取得内容の確認

第一フェーズ現地調査以降の先方の状況を確認し、必要であれば補足調査を行う。

イ. 概略事業費（無償）の算出に必要な情報収集

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編・別冊を含む。2009年3月。以下「積算マニュアル」とする）を参照し、必要な情報収集を行う。

ウ. 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

エ. 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

（ア）実施時期

（イ）事業費（総事業費及び内訳）

（ウ）概略の仕様

（エ）入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

（オ）契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

（カ）施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

（5）第二フェーズ国内解析（2014年6月中旬～2014年10月上旬）

現地調査結果及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。設計方針会議での議論も踏まえて必要な解析・検討を行い、「無償ガイドライン」に従い、準備調査報告書（案）および概要資料としてとりまとめ、詳細調査に基づき入札に対応できる概略事業費の積算を行う。

なお、設計に当たっては、「積算マニュアル」に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、「概略事業費（無償）積算内訳書」としてとりまとめ、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は準備調査報告書に参考資料として添付することとする。

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、

概略事業費（無償）積算内訳書に綴じ込み提出する。

設計精度については、施設に関しては概略事業費の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に納まるような精度を、機材については入札に対応できる精度を確保する。

概略設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

ア. 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準及び設計諸元を設定する。

イ. 基本計画、施設の概略設計

第一フェーズ現地調査で合意した事業内容を元に、基本設計を行う。

ウ. 概略設計図(平面図、標準図等)

エ. 施工・調達計画

施工方針、施工上の留意事項、施工区分(先方負担工事との区分)、施工監理計画、品質管理計画、資機材等調達計画(搬入経路、現場間の移動方法含む)、工事実施工程(資機材調達に要する期間、期間等を考慮)等を含むものとする

(6) 報告書(案)説明現地調査 (2014年10月中旬)

上記国内解析の結果を取りまとめた準備調査報告書(案)を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(詳細調査に基づく事業費のドラフトを含む)。特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。協議の結果、内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

(7) 国内作業 (2014年10月下旬～11月中旬)

相手国政府への準備調査報告書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に要約版を含む準備調査報告書等を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 業務計画書        | : 和文3部        |
| (2) インセプション・レポート | : 英文10部、越文10部 |

- (3) 現地調査結果概要 : 和文 5 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 5 部、英文 10 部、越文 10 部
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部  
 (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 機材仕様書 : 和文 3 部、英文 4 部、越文 2 部
- (7) 概要資料 (案) (※完成予想図を含む。) : 和文 3 部及び CD-R 2 枚
- (8) 準備調査報告書 (※完成予想図を含む。) : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
 : 英文 (製本版) 16 部及び CD-R 3 枚  
 : 越文 (製本版) 10 部及び CD-R 3 枚  
 : 和文 (簡易製本版 3 部及び CD-R 2 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注 1) (1) 業務計画書については、JICA 業務実施契約契約書付属書 I (共通仕様書) 第 1 章第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については様式等を規定していないが、(5) については「積算マニュアル」の補完編を、その他 (2) ~ (4)、(7) ~ (9) については「無償ガイドライン」を参照することとする。

注 3) 協力準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注 5) 作成した報告書類は別途電子データの状態で提出することとし、報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2011 年 3 月版)」を参照する。

注 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2013年12月中旬より国内事前準備を開始し、2013年12月下旬より第一フェーズ現地調査を行う。その後、ベトナム国内で約3か月を要し事業認可の取得手続きを行うため、認可取得が取得されると想定される2014年6月上旬に第二フェーズ現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2014年10月中旬に報告書(案)説明現地調査、2014年10月末までに概要資料の提出、2014年11月中旬までに準備調査報告書等の成果品を作成・提出する。

項目/時期	2013年	2014年										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事前準備	□											
第一フェーズ現地調査	■	■										
第一フェーズ国内解析				□								
事業認可取得手続き				●	●	●	●	●				
第二フェーズ現地調査							■					
第二フェーズ国内解析								□				
報告書(案)説明現地調査											■	
概要資料提出												△
報告書提出												△

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

- (1) 業務量の目途：全体 17.5M/M (通訳を除く)
- (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由を含めてプロポーザルにおいて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (a) 業務主任／下水道計画 (2号) (評価対象)
- (b) 下水道施設計画 (3号) (評価対象)
- (c) 下水道管路計画／市民啓発 (4号)
- (d) 調達計画／積算／施工計画 (4号)
- (e) 維持管理計画／財務計画 (3号)

(f) 環境社会配慮 (4号)

3. 対象国の便宜供与

本調査実施にあたって、ベトナム国関係機関より一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料

本無償資金協力要請書

ベトナム国ホイアン市下水道整備情報収集確認調査報告書 (2012年6月)

ベトナム 環境社会配慮 プロファイル (2011年9月)

カテゴリ B 案件報告書執筆要領

5. 当機構からの参加団員の構成と現地調査工程 (案)

(1) 第一フェーズ現地調査

ア. 団員構成: 総括 (JICA)、計画管理 (JICA)

イ. 調査工程: 約1週間

ウ. 目的:

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 報告書(案)説明現地調査

ア. 団員構成: 総括 (JICA)、計画管理 (JICA)

イ. 調査工程: 約1週間

ウ. 目的:

準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

6. 現地再委託 (プロポーザル提案事項)

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタントに再委託して実施することができる。ただし、現地再委託する場合は、再委託する作業の内容と、数量、目的、作業計画を理由とともにプロポーザルに明記し、見積もりに含めて提案すること。

(1) 環境社会配慮調査

(2) 自然条件調査 (測量、地質調査)、汚水排出状況調査

(3) 社会調査 (住民意識、水利用現況調査)

(4) 調達事情、調達機材選定調査

#### (5) Investment Project Report 作成業務

なお、現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者との業務の遂行に関しては、現地において適切な監督ならびに支持を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

#### 8. その他留意事項

##### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工管理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・機材調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

##### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参団する通訳団員は、総括団員滞在中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

##### (3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上